

■ プールにおける安全対策

プール運営全般を担当するオーチューが、辻堂海浜公園をはじめとする施設運営の実績を活かし、確実な安全管理を行います。

施設の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 開場前の清掃段階で、破損箇所の補修修繕や吸込み箇所のボルト固定等の安全確認を実施する。 開場期間中には、毎日、吸い込み部の異常の有無や水質のチェック、ウォータースライダーの滑走による安全確認など、施設設備点検を実施する。 閉場後は、次年度に向け、プール施設設備全体を点検し、安全確保に必要な改善事項を県藤沢土木事務所に報告する。
プール監視の徹底	<ul style="list-style-type: none"> C PTR (C : コントロール、P : パトロール、T : タワー、R : レスト) を確実に行い、利用者の安全確保に努める。 監視の重点項目は独自のマニュアルにより詳細な実施計画を策定する。 水面を中心に場内全域において監視を行う。その際、監視台を用いた高い位置からの監視や複数体制により死角を作らないよう注意する。 20分に1回、プールスタッフがプール内を巡回する。 プール監視の責任者として、日本赤十字社水上安全法救助員または日本赤十字社救急法救助員の有資格者を配置するほか、他の監視員も救命救急講習会を受講し、心肺蘇生法の技術を習得した者を配置する。 監視員の体調管理を徹底するとともに、集中力を維持するため、無理の無いローテーションを設定する。 毎日の訓練（人工呼吸・引き上げ・連絡）と月1回の想定訓練（溺者を想定した責任者以外非通知の総合訓練）を行って常に技術向上を図る。
利用ルールの周知と適切な利用指導	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、利用ルールの周知とマナーの向上を呼び掛け、居心地の良いプールとしての雰囲気づくりを進める。 利用者の年齢や体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、及び保護者の付き添いを求める等の指導を行う。
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> 20分に1回、または必要に応じてプールスタッフがプール内を巡回する。 プール期間中の盗難事件防止のため、利用者への貴重品ロッカー使用の案内、盗難に対する危機管理意識の向上を入場口や園内放送で呼びかける。 県と協議の上、防犯カメラや貴重品ロッカーの増設を検討する。 窓口の注意掲示や園内放送で利用者の防犯対策やロッカーの使用を促す

■ 火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を作成し、建物施設の災害対応マニュアルとして取り扱い、必要に応じて随時、消防計画の見直しを行います。

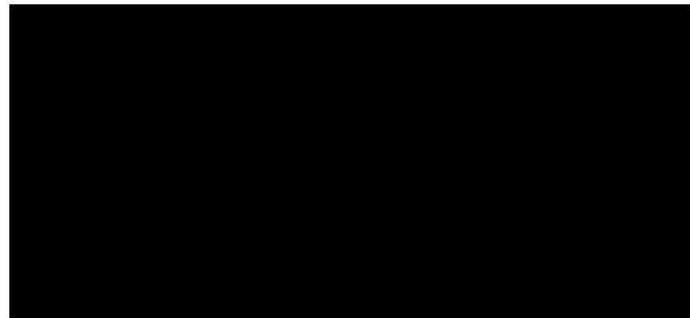
消防訓練や消防設備の点検を確実に行い、必要に応じて消防の指導も受け、火災発生時にも職員が冷静な対応ができるようにします。

■ 維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 作業時の小石の飛散防止機能がついた刈払機の使用 		
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 	
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック） 	
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策は責務として位置づけ (当協会で定める [REDACTED]への明記) 作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ボランティア保険加入を促進 	

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関する研修会を開催（年1回）

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に、公園管理主任が数年に1回、出席
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

提案書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等
(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

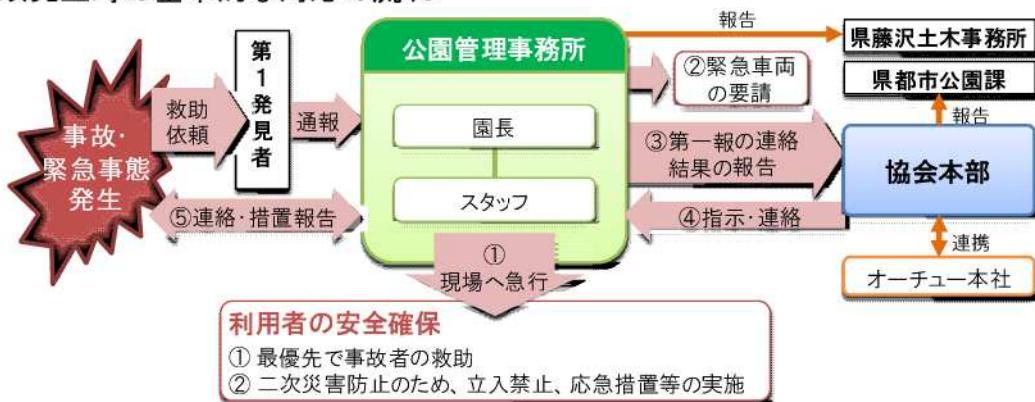
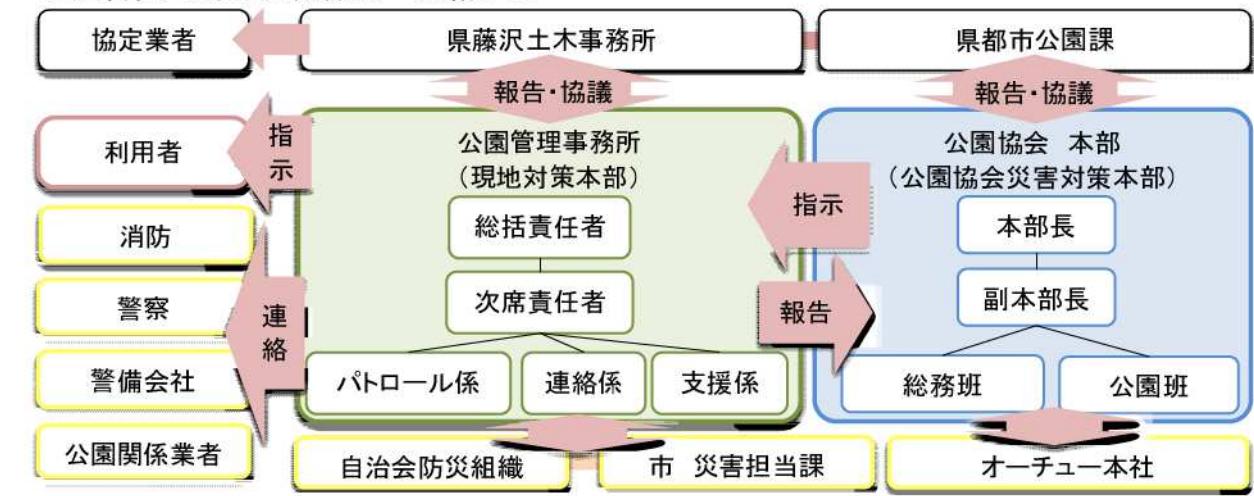
また、当協会では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に、辻堂海浜公園、湘南汐見台公園は共に海浜部に位置し、悪天候の際には飛砂、暴風による影響を受けやすい環境にあるとともに、津波による人的、物的被害の恐れも高く、県の津波避難予測でも条件によっては浸水が予測されています。

また、ジャンボプールに利用者が集中する夏季は、落雷被害防止への配慮も大きな課題です。不特定多数が利用する交通公園やプールなどにおいて、事故、気象災害が発生した場合や発生が予測される場合には、必要に応じて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ

○災害発生時の組織体制・連絡フロー


○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、土木事務所や本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理主任、パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間は、オーチューグループの警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態発生時には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、日中から警備員が園内巡回を行い、当番表により公園職員が現場へ急行できる体制をとるとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

- ・避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。
園内放送で繰り返しアナウンスを行うほか、作業車や自転車で園内を巡回し、避難を呼び掛けながら被害者の有無や被害状況の確認を行います。
- ・被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。有料施設等の利用中止を決定した場合、予約者に電話で連絡します。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、危険性の高い有料施設については速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

大雨、大雪、暴風警報	危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる
雷注意報	速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行う 雷鳴が聞こえてきたら、プールや交通公園、多目的グラウンドなどの屋外有料施設の利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促す
その他の異常気象等	竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行う

（2）急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園はプールをはじめとして利用者が多く、病人・けが人の発生する確率も高いため、全職員が冷静に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況と周囲の安全を確認
II 応急手当	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸、意識の確認、保護者への連絡等 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 木陰や建物内の涼しい部屋へ搬送、夏季に常備する氷で冷やすなど
III 救急車の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保し現場へ誘導します。 ・保護者など同乗者がいない場合は職員が同乗し、病院で引き継ぐなど
IV 報告	・事態収拾後には、県藤沢土木事務所、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○ AED、救急箱等の設置

AEDを公園東側の運営拠点である管理事務所に1台、西側の運営拠点である交通公園に1台の計2台を常備するとともに救急箱も常備し、AEDは日々、使用可能ランプの点灯確認をします。定期的に救急救命講習を職員が受講するとともに、園内の研修会も開催します。

○ プール営業期間中の救護室の設置

プール営業期間中は施設内の救護室に「看護師」免許保有者を配置します。

■救急救命士に準ずる資格保有者の配置

プールには水泳指導管理士や水上安全法救助員を配置します。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関する講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取扱訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱訓練等を行い、パート職員含めた全職員が操作できるようにしています。

○プール監視員に対する研修会の開催

プール監視に携わる者は全員、配置前に応急手当講習も含めた研修会を必ず受講し、修了した者が業務にあたります。また、「接遇プログラム」、「監視員の基礎体力向上プログラム」のほか、園外へのスムーズな協力要請のための「搬送プログラム」、場内での事故や災害に備えた「救助一連プログラム」などを組み合わせて実施します。

さらに利用者にも協力していただきながら、プール場内からの避難訓練を行います。

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当協会では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。

- ・職員は [REDACTED] を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。

- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県藤沢土木事務所と協会本部に報告します。

- ・震災発生後、[REDACTED]

[REDACTED] が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合 [REDACTED]
が配備につきます。

【配備体制】

本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。

- ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
ハトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。

公園内の被災箇所の情報を収集します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制をとります。

■ 大地震発生及び津波発生時の初動対応

○ 大地震が発生した場合

地震・津波情報を確認し、津波の恐れの有無に関わらず、園内・館内放送やマイクを備えた作業車両・自転車などで巡回しながら、湘南汐見台公園も含め帰宅を呼びかけるとともに、利用者の安全確認と怪我人等の救護を行います。

また、駐車場、プール、交通公園等の営業を即中止閉鎖し、非常用出口を開放します。

○ 津波警報以上の警報が発表された場合

警報発表時には、マニュアルに沿って、津波到達までの予想時間の長さに応じて公園からの避難行動を開始します。

津波到達予想時間が極めて短く、緊急避難を要する場合は、緊急避難を開始する旨の園内・館内放送と併せて、職員が作業車両マイクや自転車により、園内にいる利用者に避難を呼びかけ、職員も含めて最寄りの緊急避難ビル等に避難します。

辻堂海浜公園においては、利用者及び職員を公園北側の学校、団地等の津波避難ビルや辻堂駅方面へ避難させます。無人の湘南汐見台公園へは利用者の安全確認や避難伝達のため職員が急行し、隣接する小学校や津波避難ビルに誘導します。

(2) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園は、ともに海浜部に位置し、台風等の暴風雨による被害だけでなく、地震後に発生する津波によって人的・物的被害を受ける恐れが高く、県の津波避難予測でも津波規模によっては浸水する区域に想定されています。このため、辻堂海浜公園は広域避難場所に指定されず、逆に津波発生時は公園から避難する必要があります。

このような立地特性から、私たちは、先の東日本大震災時の大津波を教訓に、地震発生後、相模湾沿岸に津波が発生した場合を想定した「辻堂海浜公園・湘南汐見台公園 津波避難誘導マニュアル（案）」を独自に作成しています。

■ 災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○ 災害情報の受発信

蓄電池付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起これうる災害の情報収集を絶えず行います。

○ 災害対策マップや津波避難経路図の活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含めた状況確認を行い、公園の改修状況や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。さらに、園内の要所に海拔を表示し、近隣の津波避難施設までの避難経路図を掲示します。

○ 災害用設備等の定期点検

防災用井戸設備や園内の消防・防災設備について、災害時に機能を発揮するよう適

切な点検と維持管理を行います。

また、作業車は災害時には避難や備蓄運搬に重要な役割を果たすことから、装備マイクのチェックや燃料給油を頻繁に行います。

○利用団体との協力

辻堂海浜公園では、持込イベントや学校行事も多く、開催時には不特定多数の利用者がいることから、主催者に対し、予め、津波発生時の緊急避難先、緊急時の避難ルート等の周知を図り、緊急避難時には協力して利用者の安全確保と誘導に努めるよう呼び掛けます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、定期的に藤沢市、茅ヶ崎市の津波避難訓練に積極的に参加し、利用者の避難誘導訓練を実施します。

また、両市との連携を密にし、市の津波避難ビル協定の締結状況の把握に努め、最寄りの緊急避難先の掲示板を適宜見直します。

■日常訓練の充実

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

○津波避難図上訓練の実施

津波が起きた場合に備えて、職員の動きや避難する場所や経路をあらかじめ確認するための図上訓練と実際のルート確認、津波避難経路図を使って行います。

○スカイサイクル避難訓練の実施

地震発生時、避難にあたってはスカイサイクル搭乗者の迅速な救出が課題です。梯子等を使った救出訓練を毎月実施し、救出時間の短縮を図ります。

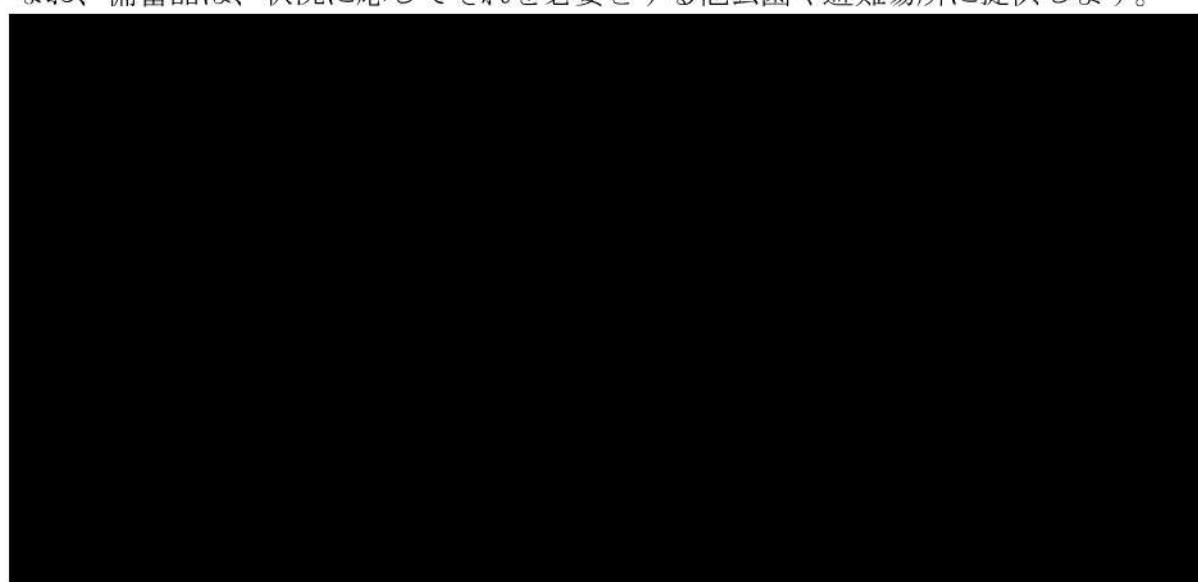


スカイサイクル避難訓練

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害用ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示で自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県藤沢土木事務所や藤沢市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

湘南汐見台公園の多目的グラウンドは緊急時のヘリポートとして指定されていることから、必要に応じて県や市に協力します。

■職員への教育

当協会では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練・津波訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある 施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

私たちはこれまで、イベントや維持管理、防災など、様々な分野で多くのボランティアやNPO法人、自治体、関係機関、地域企業と積極的な連携を図るとともに、新たな団体の開拓にも熱心に取組み、県の指定管理業務評価において「s」評価を受けています。

今後も地域や関係機関と協力して円滑な公園運営に取り組みます。

○公園運営協議会の継続

第2期において、地域団体、自治会、行政機関、利用団体等で構成する公園運営協議会を設立しました。今後も、その声を活かした公園運営を行っていきます。

○維持管理やイベント実施における協働

これまで、「辻の盆」や子ども駅伝大会の開催にあたっては、実行委員会を設置し、企画立案から運営を共に行ってきました。引き続き、次の協力団体を始め、新たに協力いただく団体等の開拓も行い、地域と一体となった運営を促進します。

協働のテーマ	連携先
公園運営全般	辻堂地区自治会町内会連合会、辻堂市民センター、藤沢商工会議所、藤沢市観光協会、レディオ湘南、情報誌ぱど、湘南FARC（ランニングクラブ）、湘南凧の会、市立高浜中学校
維持管理	日本ガーデンデザイン専門学校
	藤沢市緑化事業組合
	神奈川県シルバー人材センター連合会
イベント	辻堂市民センター、辻堂商店会連合会、辻堂民踊同好会、智寿香会（日本舞踊の会）、湘南富斌会（盆太鼓の会）
	湘南FARC（ランニングクラブ）、アレセイア湘南陸上部
	神奈川県警、交通安全協会

◆◇ 緋プロジェクト実行委員会と協働した「水辺の安全と一緒に学ぼう」の開催◇◆

平成25年度に、元消防教官やライフセーバー、地域企業など、近隣在住の人材を活用した「緋プロジェクト実行委員会」を設立。プールの営業期間前に水の安全に係る普及啓発を目的とした体験イベントを開催しました。第1回目は子ども299人、大人170人合計399人の参加者があり、今後も継続していきます。



(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

辻堂海浜公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの連携、育成に取組みます。そのため、「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、植物管理においてはボランティアを対象とした研修会の開催を行っており、ボランティアと職員との共同作業を通じて技術を伝え、ボランティアを育成しています。

協働のテーマ	連携先	
植物管理	海浜花の会	
	県植物誌調査会（藤沢グループ） クマゼミ調査会	
	湘南みちくさクラブ	
イベント	かいひん SUN-DAY イベント等代表者 交流会（仮称）	
	土友会・公縁会	
	個人ボランティア	

◆◇ ボランティア交流研修会の開催 ◇◆

当協会では、NPO法人GIPと協働でボランティアの方々に他の公園の先進事例を学んでいただくため、視察およびボランティア交流会「グリーンエンジョイ」を開催しています。

なお、平成25年度には秩父宮記念公園とサカタのタネ総合研究センターへの視察を行いました。



グリーンエンジョイ

（3）他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年600点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を、本公園を始め他公園や県内病院等で開催しています。



交通展示館で開催した
「花とみどりのフォトコンテスト」

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺施設との交流・連携の実績

協働のテーマ	連携先	内 容
イベント等への協力	辻堂公民館、近隣自治会	・テント、机、イベント用品等の相互貸出
	辻堂図書館	・園内で採取された木の実等を使った工作体験コーナーを運営
意見交換	藤沢市市民活動推進センター主催の「NPO交流サロン」	・公園の管理運営やカヌー体験会活動等についての発表及び意見交換会

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。特に、破損個所の発見後や台風等の被害復旧など、緊急時の迅速な対応を図るために大変有効です。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、社会福祉法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

辻堂海浜公園は、地域の企業や学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受け入れていきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

企業のCSR活動が活発化する中、今後、私たちの管理運営に賛同いただける企業の開拓を図り、より良い公園づくりに努めていきます。

協働のテーマ	連携先
健康づくり	湘南中央病院、湘南徳洲会病院

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、社会貢献活動や、日頃の活動の成果を発表する場として公園を活用いただいている。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては減免規程を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えています。

テーマ	連携先
活動支援	汐見台小学校
学校行事の支援	地元小中高校 幼稚園
イベント	湘南工科大学 アセセイア湘南高等学校 湘南工科大附属高等学校、湘南学園 小学校、聖和学院第二幼稚園 浜見小学校、高砂小学校、辻堂小学校、八松小学校、汐見台小学校、緑が浜小学校、松浪小学校、浜須賀小学校
維持管理	日本ガーデンデザイン専門学校 湘南工科大学 汐見台小学校、湘南幼児学園

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで駐車場収入、利用料収入、自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

但し、全収入額の約9割を占めるプールと駐車場収入は天候次第で収入変動が大きいため、過去の利用実績等を考慮してリスクの軽減を図った収入計画としています。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

両公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

当協会は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

事務費	<ul style="list-style-type: none">・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減・特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減・競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等）・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入・物品購入や機器リースにおける集約発注・リース機器が継続使用可能な場合の再リース
植物管理費	<ul style="list-style-type: none">・学校、団体等との協働した植物管理による経費節減
施設管理費	<ul style="list-style-type: none">・花苗の協会一括生産委託や播種による経費節減
清掃管理費	<ul style="list-style-type: none">・リース物品を購入したことによるランニングコストの削減
利用促進費	<ul style="list-style-type: none">・既存の管理者主催イベントの一部廃止、持込イベントへの移行
人件費	<ul style="list-style-type: none">・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

<付属書類> 収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

提案書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県藤沢土木事務所、公園協会本部、オーチューワーク本社としっかりと連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

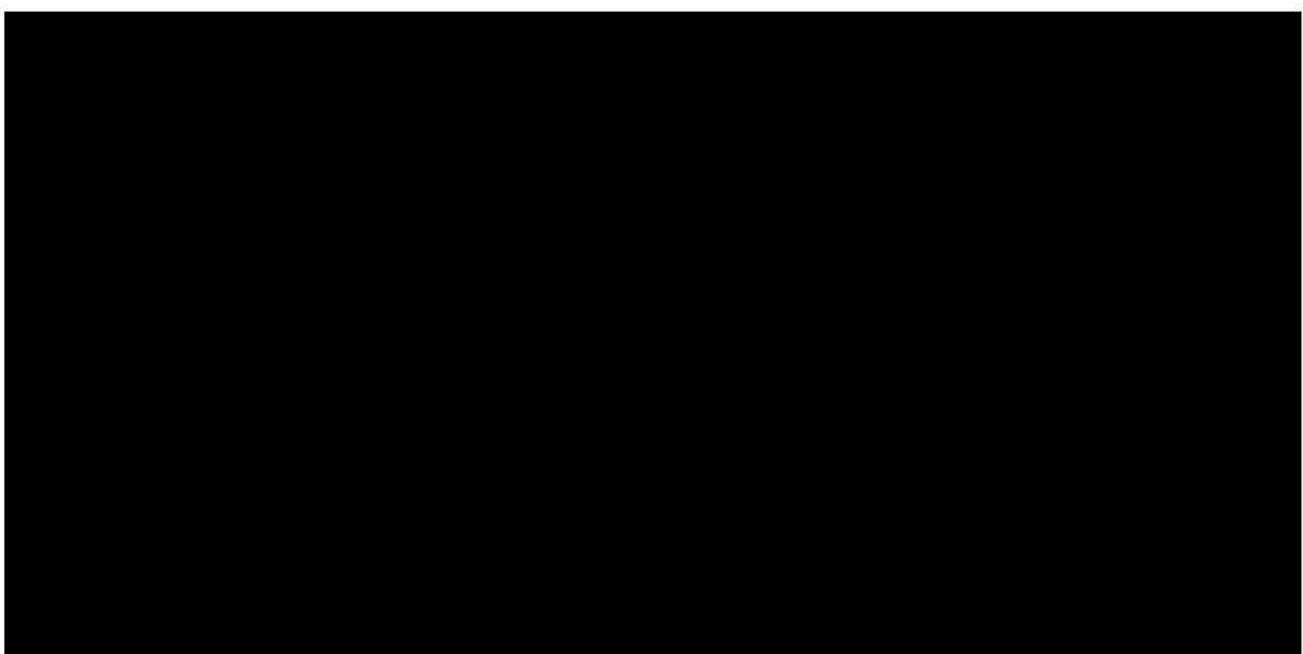
■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担



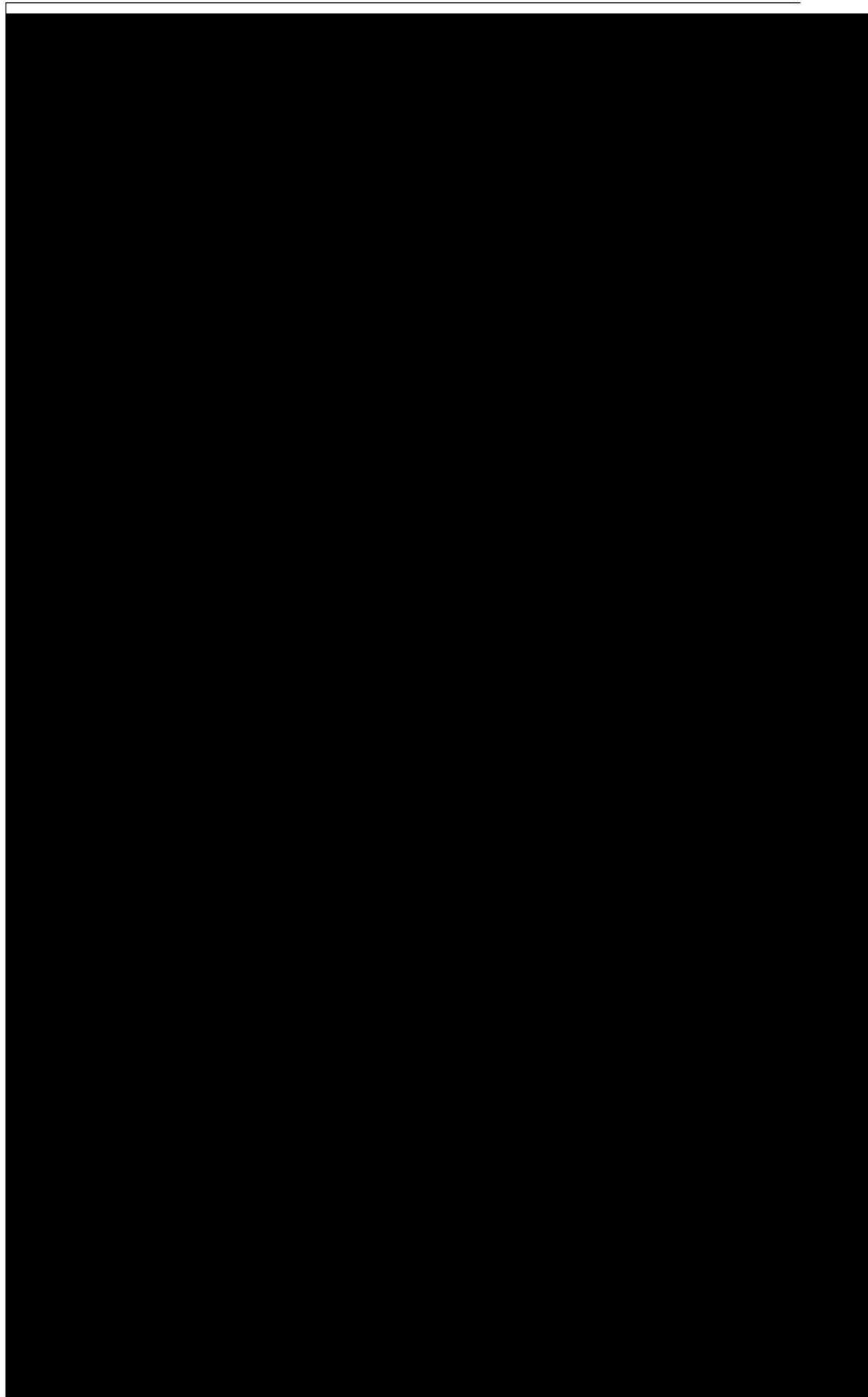
■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

本公園の特性に合わせ、
[REDACTED] を配置します。

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制







(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアル、特記仕様書に基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令遵守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、安全確保の態勢等を現地確認により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検・確認方法
高木管理	枯損木、倒木処理、仕立物松の剪定 ヤシ枯葉除去等	周知看板の設置、作業区域の設定、園内徐行の徹底交通誘導員の配置など利用者の安全確保	・実施数量、処分先の確認 ・作業終了後の復旧状態確認
芝生管理	一定規模以上の芝張替え		
施設管理 (電気工作物、遊具、循環設備、水道設備、受水槽設備、展示物駐車機器等)	受変電設備点検、消防設備、遊具、建物、水循環設備等の保守定期点検、修繕 各種展示、体験施設の保守点検	法令や基準、要綱を遵守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	・点灯、作動、稼働確認 ・業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いがないかを点検
建物、池等の清掃	ワックス清掃、ザン池清掃等	特記仕様書に基づく指導	・点灯、作動、稼働確認 ・清掃終了後の状況確認
ゴミ処理	不法投棄ゴミ・残材搬出	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検



遊具定期点検



芝の張替え

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園は様々な施設や機能が存在する都市公園であり、管理運営にあたっては多様な利用ニーズに対応するため、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を

として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会では、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

私たちグループでは、グループ構成団体のそれぞれにおいて「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、当協会が定めた「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■各構成企業の諸規程

種別	内容	各構成企業の規程	
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員・社員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		オーチュー	就業規則、現業社員就業規則、パートタイマー就業規則 等
給与	職員の給与や手当についての必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
		オーチュー	賃金規定
会計	適切な会計処理に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
		オーチュー	購買管理規定
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		オーチュー	賃金規定
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
		オーチュー	契約内容確認規定、設計管理規定
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	当協会	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
		オーチュー	リスクアセスメント規定
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
		オーチュー	個人情報取扱規定、情報取扱規定

■法令遵守の取り組み状況

当協会は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び共同事業者のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、グループ構成企業各社においても「個人情報管理規程」を定めておりますが、グループ代表者である当協会の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取り扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取り扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○個人情報保護の具体的な取組み

管理責任者の明確化	公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取り扱いを行う
研修等による職員への周知徹底	毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施
県の「PDマーク」に登録	県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取り扱われていることを利用者等へ明示
パソコンデータの取り扱いに関するセキュリティの強化	個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組む
情報開示	情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

当協会は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○当協会の環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における当協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんて、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っています。

■環境負荷軽減の具体的な取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレットペーパー、コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- 作業用EV軽トラックを導入し、環境負荷の少ない作業を実施
- エコキャップ推進運動
- グリーンカーテンの設置、管理発生材（松葉）をチップ化しマルチング材に活用

■自然環境の保全と緑化推進の具体的な取組み

- 外来植物メリケントキンソウ等の除去
- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
 - ・市民と連携した海浜植物ハマカキランのモニタリングと保全

- ・ハマボウフウの育成
- ・クマゼミの生態調査への協力
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺道路における松葉清掃活動 「ゴミゼロアクセス」 の実施
- 屋外掲示板に季節毎の自然情報発信と生物写真の展示と解説
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「セミの羽化観察会の協力」、「海浜植物観察会」、「海浜植物トランプあそび」等の環境体験プログラムによる子どもたちへの普及

(4) 障害者雇用促進の考え方

公園は障がい者にとって憩いの場でもあります、一方で働きやすいフィールドでもあります。当協会は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインセンティブ（就労体験）の受け入れに協力します。また、地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

当協会全体では、平成25年度現在、6公園7人を雇用（障がい者カウント数4．5人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業	
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
辻堂海浜公園	園内の清掃	
相模三川公園	軽飲食の販売	
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
花苗事業	花苗の株分け等	

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取組んでいます。

提案書 15 「これまでの実績」

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

当協会はこれまで、数多くの県立都市公園や自然公園ビジターセンター、山岳スポーツセンター等、様々な公の施設の管理運営に携わってきました。各施設の特性に応じた管理運営を行う中で、公益的な事業展開により地域社会への貢献を続けてきました。

また、当協会とオーチュームは県立辻堂海浜公園の指定管理者としてグループを構成し事業運営に取組んでおり、それぞれの得意分野を活かした連携体制を構築しています。

■県立都市公園における施設管理実績と評価

平成 21 年度からの指定管理期間においては 16 公園の指定管理業務を行ってきました。

このうち、県の指定管理業務評価において、平成 22 年度には 4 公園、平成 23 年度には 3 公園、平成 24 年度には 5 公園で、「特に優良」の評価を得ることができました。その他のほとんどの公園についても「優良」の評価を得るなど、着実な管理運営を行ってきました。

平成 24 年度 指定管理業務評価	管理施設名 (※印はグループでの管理)	指定管理期間
特に優良	<ul style="list-style-type: none"> ・恩賜箱根公園（箱根町）※ ・辻堂海浜公園（藤沢市）※ ・相模原公園（相模原市南区）※ ・秦野戸川公園（秦野市） ・津久井湖城山公園（相模原市緑区） 	
優良	<ul style="list-style-type: none"> ・塚山公園（横須賀市）※ ・保土ヶ谷公園（横浜市保土ヶ谷区） ・はやま三ヶ岡山緑地（葉山町） ・湘南汐見台公園（茅ヶ崎市）※ ・大磯城山公園（大磯町） ・七沢森林公園（厚木市） ・座間谷戸山公園（座間市） ・茅ヶ崎里山公園（茅ヶ崎市） ・相模三川公園（海老名市） ・境川遊水地公園（横浜市戸塚区・泉区） 	平成 18 年 4 月～ (保土ヶ谷公園と境川遊水地公園のみ平成 21 年 4 月～)
良好	・葉山公園（葉山町）	

■その他の類似施設の管理実績

当協会では、県立都市公園以外にも様々な施設の管理運営も行い、その手法やノウハウを県立都市公園の管理運営にも活かしてきました。

管理施設名	管理期間	備 考
県立山岳スポーツセンター（秦野市）	平成 21 年 4 月～平成 27 年 3 月	指定管理
町立大磯運動公園（大磯町）	平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	指定管理 (グループによる管理)
県立いせはら塔の山緑地公園（伊勢原市）	平成 19 年 4 月～	単年度毎の管理業務受託
県立陣馬自然公園センター（相模原市緑区）	平成 7 年 4 月～	〃
県立宮ヶ瀬ビビジターセンター（清川村）	平成 7 年 4 月～	〃
県立丹沢湖ビビジターセンター（山北町）	平成 8 年 4 月～	〃
県立西丹沢自然教室（山北町）	平成 8 年 4 月～	〃
県立秦野ビビジターセンター（秦野市）	平成 9 年 7 月～	〃
県立ユーシンロッジ（山北町）	平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月	〃
大涌谷園地駐車場（箱根町）	平成 7 年 4 月～	運営業務受託



町立大磯運動公園



県立いせはら塔の山緑地公園



県立西丹沢自然教室

◆◇ 本公園の管理運営実績 ◇◆

本公園においては、平成 18 年度の指定管理者制度導入以降も、指定管理者としてプールや交通公園など、様々な施設の適切な維持管理と効率的な管理運営に努めてきました。また、「辻の盆」をはじめとする市民参加型のイベントを立ち上げ、地域のお祭りとして定着させ地域に根ざした公園づくりを進めてきました。



公園風景



辻の盆



子ども駅伝大会

■オーチューオの管理運営実績

オーチューオは会社設立当初より、官公庁発注の業務を数多く受託してきました。

指定管理者として指定を受けた市や町では、行政の代行者として地域の方々とともに伝統的な活動やスポーツ事業を企画運営し、地域イベントを開催しています。

【指定管理施設】

管理施設名	管理期間	管理形態
高座施設組合屋内温水プール（海老名市）	平成 18 年 4 月～	指定管理
辻堂海浜公園・辻堂ジャンボプール（藤沢市）	平成 18 年 4 月～	〃
湘南汐見台公園（茅ヶ崎市）	平成 18 年 4 月～	〃
三ツ峠グリーンセンター他（山梨県西桂町）	平成 20 年 4 月～	〃
本郷老人福祉センター（海老名市）	平成 18 年 4 月～	〃

【その他プール・体育施設等】

管理施設名	管理期間	管理形態
厚木市営水泳プール（厚木市）	昭和 63 年 6 月～	管理運営受託
鎌倉海浜公園水泳プール（鎌倉市）	平成 3 年 7 月～	〃
座間市立市民体育館（座間市）	平成 6 年 10 月～	〃
神奈川県立相模三川公園（海老名市）	平成 18 年 6 月～	〃
こもれび山崎温水プール（鎌倉市）	平成 17 年 2 月～	〃
成城学園夏季開放プール（東京都世田谷区）	平成 12 年 6 月～	〃
神奈川県立保土ヶ谷公園（横浜市）	平成 19 年 7 月～	〃
菊川市和田公園コミュニティープール（静岡県菊川市内）	平成 19 年 7 月～	〃